

福岡県立香椎工業高等学校同窓会規約

第1条 (名称)

本会は、香椎工業高等学校同窓会「香峰会」と称し、事務局を母校内（福岡市東区香椎駅東2-23-1）に置く。

第2条 (目的)

本会は、会員相互の連絡を図り、親睦を厚くし、各自発展の基礎とし、後進の指導・支援にあたりと共に母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 (会員)

本会は、次の会員で組織する。

1 正会員

- ① 福岡県立香椎工業高等学校を卒業した者
- ② 上記の学校に在学した者で、入会を希望し、常任委員会の承認を得た者

2 特別会員（現職員及び旧職員）

第4条 (事業)

本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 会員相互の親睦及び援助を図り、連絡を緊密にする活動
- 2 定期総会の開催
- 3 母校の発展に関する活動
- 4 同窓会名簿の管理
- 5 会報の発行、ホームページ作成・更新
- 6 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第5条 (役員・選出)

本会に次の役員を置く。

- | | | |
|--------|-----|------------------------------|
| 1 会長 | 1名 | 常任委員会において正会員の中から選出し、総会に報告する。 |
| 2 副会長 | 若干名 | 常任委員の中から会長が委嘱する。 |
| 3 会計 | 2名 | 常任委員の中から会長が委嘱する。 |
| 4 会計監査 | 2名 | 正会員の中から選出し、会長が委嘱する。 |
| 5 常任委員 | 若干名 | 正会員の中から選出し、会長が委嘱する。 |
| 6 校内幹事 | 若干名 | 母校の現職員から会長が委嘱する。 |
| 7 顧問 | 若干名 | 会長が委嘱する。 |

第6条 (役員の仕事)

役員の仕事は、3年とし再任は妨げない。

- 1 会長 本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長 会長を補佐し、会長に事故があるときはその仕事を代行する。
- 3 会計 本会の会計を司る。
- 4 会計監査 本会の会計を監査し、その適否を総会に報告しなければならない。

- 5 常任委員 会務の運営について協議及び審議を行うと共に会員との連携に当たる。
- 6 校内幹事 本会と母校との連絡・調整事項を処理する。
- 7 顧問 本会の重要事項に関し会長の諮問に応ずるものとする。

第7条 (機関・会議)

本会の会議は、以下とする。尚、諸会議の決議は、出席者の 2/3 以上の賛成を必要とする。

1 総会

総会は、毎年開催し、会員の出席をもって成立する。

但し、必要に応じ会長は臨時総会を招集することができる。

次の事項を審議・決定する。

- (1) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (2) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (3) 役員を選任に関すること。
- (4) その他本会の運営上必要と認める重要事項に関すること。

2 常任委員会

会長、副会長、会計、常任委員、顧問、校内幹事で構成し、次の事項の協議及び審議を行う。

- (1) 事業遂行上必要とする事項
- (2) 会員に周知し、連携する事項
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) その他会務の運営上必要とする事項

第8条 (地域・職域等同窓会)

1 地域又は、職域等の会員で組織された同窓会と本会は、緊密な連携を保つものとする。

2 地域又は、職域等の同窓会を構成したときは、その名称、事務所、会員数、役員名及び活動状況等を本会の会長あて速やかに届け出るものとする。

第9条 (会費)

正会員は入会金及び終身会費を納入する。

会費の金額他は規程に定める。

第10条 (会計)

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日迄とし、本会の経費は、入会金、終身会費、寄付金その他の収入を以てこれに充てるものとする。

第11条 (その他)

本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が常任委員会に諮って定める。

付則 (全面改正)

1 本規約は、2009年12月1日より施行する。

2 2013年4月1日 第1、3、4、5、7、9、10、11条 改定